

農業用ハウスをご利用の皆様へ

(災害に強い施設園芸づくりに向けて)



冬への備えできていますか？

降雪に備え、**パイプハウス等の点検、補修等**を確実に実施し、**適切に管理**しましょう。

また、災害対策は、**農業保険への加入が基本**です。被災した園芸施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業等の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。万一の場合に備え、**農業保険（園芸施設共済、収入保険）**に加入しましょう。

農林水産省

雪害防止に向けた技術対策

降雪等によりパイプハウスが倒壊する恐れがある場合には、気象庁からその旨の気象情報が発表されます。

これらの気象情報を注視し、園芸施設の管理を適切に行いましょう。

事前の対策

1. ハウスの被覆資材の破れや隙間の点検、補修等により、保温性向上に努める。
2. 谷樋など荷重が集中すると思われる部分を特に補強する。
3. 基礎部分が腐食している場合は、パイプの交換や補強資材により、強化を図る。
4. 基礎の沈下を防ぐため、谷樋からのオーバーフロー防止対策を講ずる等、施設の保守管理と構造強化に努める。
5. 停電した場合に備え、かん水に必要な水をタンクに貯めておく。

降雪直前からの対策

- ・ チェックリストを活用して、保守管理を確認する。
- ・ 積雪前に内部被覆を開放した上で暖房を行い、融雪対策に努める。
- ・ 積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。

降雪前のチェックリスト

情報収集	①	最新の気象情報、警報、注意報を常にチェックしていますか。
融雪準備	②	暖房機の燃油残量は十分にありますか。
	③	暖房機は正常に作動するか確認しましたか。
	④	(発電機を持っている場合) 非常用発電機を加温機、環境制御装置に接続し、動作確認を行いましたか。
補強対策・雪の滑落促進	⑤	ブレースや筋かいの留め金具に緩みがないか点検しましたか。
	⑥	基礎部、接続部分、谷の樋・柱に腐食・サビはありませんか。
	⑦	谷樋や排水路、ハウスの際などの残雪やゴミは取り除きましたか。
	⑧	準備していた中柱をたてるなど応急的な補強はしましたか。
	⑨	作物を栽培していないハウスは被覆資材を外しましたか。
	⑩	被覆材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物はありませんか。
	⑪	雪の滑落を妨げる防風ネットや外部遮光資材等が展張されていませんか。

※ 詳しくは、一般社団法人日本施設園芸協会作成の「平成26年2月の大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針」をご覧ください。 <http://www.jgha.com/files/houkokusho/26/yuki.pdf>

園芸施設共済が拡充されています。

平成31年1月からの補償拡充等

被害が小さければ翌年の掛金が少なくなります。

- **危険段階別共済掛金率の本格導入**により、過去の共済金の受取実績に応じて掛金が設定され、共済金の受取が少ない場合、**翌年の掛金を引き下げ**ます。

掛金を少なくすることもできます。

- 共済金の支払対象としない金額（小損害不てん補）に、新たな選択肢（①10万円、②20万円）を追加し、**掛金を少なくすることが可能**となります。

小さな被害でも共済金が支払われます。

- 小損害不てん補の最低価額を引き下げ（3万円又は共済価額の10%→3万円又は共済価額の5%）、**補償が拡充**されます。

大規模施設でも掛金が補助されます。

- 共済掛金の**国庫補助**（掛金の1/2）**限度額が2倍**（8千万円→1億6千万円）に**拡大**されます。

平成30年4月の補償拡充等

- 被覆資材（農ビ、農POの一部）の**補償価額の引き上げ**等を行いました。
- パイプハウスの本体の共済掛金を、全国平均で**約1割引き下げ**ました。

危険段階別共済掛金率のイメージ

危険段階区分	危険段階別共済掛金率
20	1.985
19	1.480
18	1.455
⋮	⋮
⋮	⋮
3	1.075
2	1.050
1	1.025
0	1.000
-1	0.975
-2	0.950
-3	0.925
⋮	⋮
⋮	⋮
-18	0.545
-19	0.520
-20	0.500



施設は園芸施設共済、農作物は収入保険とセットでの加入をお勧めします！



<収入保険>

- **青色申告をしている農業者**が対象です。
- 品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含め**幅広く収入減少を補てん**します。
- 保険料率は**1.08%**（50%の国庫補助後）です。

（注1）収入保険と園芸施設共済の施設内農作物は選択制となっており、同時に加入することはできません。

（注2）園芸施設共済に加入している施設内農作物について、収入保険に移行すると未経過分の掛金が日割り計算で返還されます。

注：青色申告をしていない方は、加入者の選択により、施設内で栽培する農作物を園芸施設共済の補償対象に加えることが可能です。

施設

施設内農作物

園芸施設共済

(園芸施設が損害を受けた場合に補償します)

※ 被災者向け経営体育成支援事業を含む、園芸施設の設置に係る全ての国の補助事業は、園芸施設共済等への加入が要件となっています。

対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

※ 附帯施設及び施設内で栽培される農作物についても、農業者の選択により対象にできます。

補償対象となる事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因による災害 等

補償期間

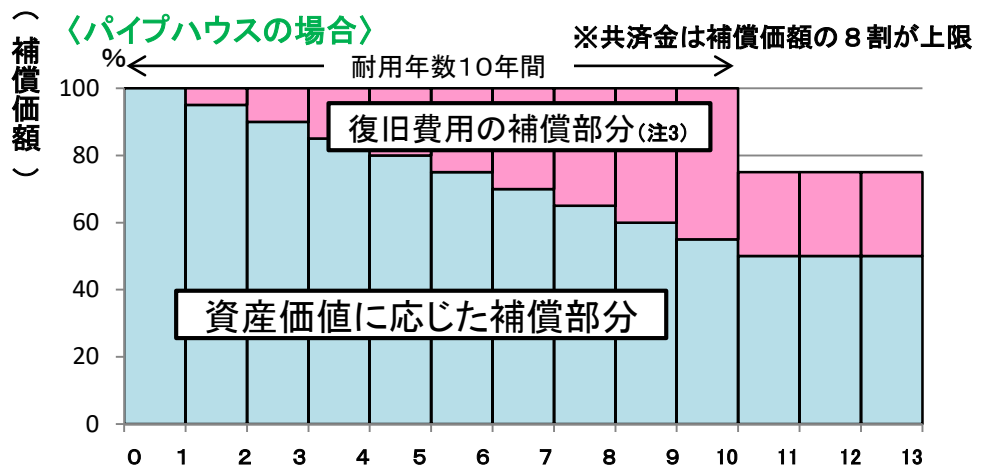
共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の8割を上限に共済金を支払います(注2)。

※ 農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。

耐用年数経過後であっても、最大で再建築価額の40%の共済金が支払われます。 (農業者が復旧費用の補償を選択した場合は、最大60%。)



(注1) 資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します(100~50%)。 (経過年数)

(注2) 1棟ごとに、損害の額が3万円(又は補償価額の5%)を超えた場合に共済金を支払います。

(注3) 復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

試算例(10a当たり)

(19mmパイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後1年未満)、付保割合8割)

	設置後4年経過の施設 (資産価値276万円)		設置後10年経過の施設 (資産価値222万円)	
	本体のみ	本体+復旧費用	本体のみ	本体+復旧費用
農業者が支払う共済掛金	26,429円	28,957円	21,258円	24,418円
半損になった場合に支払われる共済金	110万円	125万円	89万円	107万円
全損になった場合に支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

※ 園芸施設共済や収入保険の具体的な内容や加入手続き等については、お近くの農業共済組合等にお問い合わせください。